

青森県機構集積協力金配分基準

作成 令和元年10月2日
一部改正 令和4年8月9日
令和5年9月15日
令和6年9月19日

青森県農林水産部構造政策課

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記2の第10の3に基づき、機構集積協力金配分基準を以下のとおり定める。

1 本県における配分基準の考え方

予算を効果的に活用するため、担い手への農地の集積・集約化に大きく寄与することが見込まれる地域ぐるみの取組を推進するとともに、農業経営の効率化につながる農地の集約化を進める観点から、優先順位を次のとおりとし、予算の範囲内において配分することとする。

2 機構集積協力金の区分ごとの優先順位

- (1) 集約化奨励金
- (2) 地域集積協力金

3 同一区分における優先順位

- (1) 集約化奨励金

「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地については0.5ha以上）の団地面積の割合について、目標年度までに増加するポイント数（以下、「団地面積割合の増加ポイント」という。）が大きい地域から申請金額全額を配分する。

団地面積割合の増加ポイントが同じ場合は、交付対象面積が大きい地域を優先する。

- (2) 地域集積協力金

交付対象面積に占める新たに担い手に集積される面積（以下、「新規集積面積」という。）の割合が高い地域から申請金額全額を配分する。

割合が同率の場合には、交付対象面積が大きい地域を優先する。

【機構集積協力金の優先順位】

順位	協力金の区分	同一区分における優先順位
1位	集約化奨励金	団地面積割合の増加ポイントが大きい地域。 団地面積割合の増加ポイントが同じ場合は、交付対象面積が大きい地域。
2位	地域集積協力金	新規集積面積の割合が高い地域。 割合が同率の場合には、交付対象面積が大きい地域。